



各位

平成27年5月25日

会 社 名 東洋機械金属株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 十亀 和則
 (コード番号 6210 東証第一部)
 問 合 せ 先 執行役員企画室長 二見 泰博
 (TEL 078-942-2345)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月25日開催の取締役会において、平成27年6月24日開催予定の第141回定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、責任限定契約を締結できる会社役員~~の範囲が変更されたこと~~に伴い、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款30条(取締役の責任免除)の規定の新設及び第39条(社外監査役~~の責任限定~~)の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款30条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(取締役の責任免除)
第30条～第38条 (略)	第30条 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。 <u>ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
(社外監査役の責任限定)	第31条～第39条 (略)
第39条 当社は社外監査役との間で、 <u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>	(監査役の責任免除)
第40条～第47条 (略)	第40条 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>
	第41条～第48条 (略)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成27年6月24日
 定款変更の効力発生予定日 平成27年6月24日

以上